

(仮称) 衣浦ポートアイランド第Ⅱ期整備事業

環境影響評価方法書

令和8年8月

愛 知 県

本事業は、環境影響評価法に基づく「公有水面の埋立て又は干拓の事業」及び「廃棄物最終処分場の設置事業」に該当することから、同法第五条第二項の規定に基づき、これらの事業について、併せて環境影響評価方法書を作成したものである。

本書に掲載した図面は、電子地形図 20 万「名古屋」「豊橋」（国土地理院）、電子地形図 25000「河和」（国土地理院）又は航空写真（（C）NTT InfraNet. （C）Vantor. （C）NTT DATA Japan Corporation.）を使用して、情報を追記したものである。

目次

第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	1-1(1)
第2章 対象事業の目的及び内容	2-1(3)
2.1 対象事業の目的	2-1(3)
2.1.1 対象事業の目的	2-1(3)
2.1.2 廃棄物最終処分場の背景、経緯及び必要性	2-2(4)
2.1.3 浚渫土砂処分場の背景、経緯及び必要性	2-7(9)
2.2 対象事業の内容	2-8(10)
2.2.1 対象事業の名称	2-8(10)
2.2.2 対象事業の種類	2-8(10)
2.2.3 対象事業実施区域・埋立区域の位置及び面積	2-8(10)
2.2.4 対象事業の規模	2-12(14)
2.2.5 対象事業に係る処分場の埋立容量	2-12(14)
2.2.6 対象事業に係る処分場の廃棄物の種類及び埋立用材	2-12(14)
2.2.7 対象事業の工事計画の概要	2-13(15)
2.2.8 その他対象事業に関する事項	2-16(18)
2.2.9 環境の保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容	2-18(20)
第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況	3-1(23)
3.1 調査概要	3-1(23)
3.1.1 調査方法	3-1(23)
3.1.2 調査地域	3-1(23)
3.2 自然的状況	3-3(25)
3.2.1 大気環境の状況	3-3(25)
3.2.2 水環境の状況	3-22(44)
3.2.3 土壌及び地盤の状況	3-47(69)
3.2.4 地形及び地質の状況	3-49(71)
3.2.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況	3-57(79)
3.2.6 景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況	3-98(120)
3.3 社会的状況	3-104(126)
3.3.1 人口及び産業の状況	3-104(126)
3.3.2 土地利用の状況	3-109(131)
3.3.3 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況	3-113(135)
3.3.4 交通の状況	3-117(139)
3.3.5 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況 及び住宅の配置の概況	3-121(143)
3.3.6 下水道の整備状況	3-124(146)
3.3.7 廃棄物の状況	3-125(147)

3.3.8 環境の保全を目的とする法令等により指定された地域その他の対象及び

当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容…………… 3-127 (149)

第4章 計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の結果をとりまとめたもの…………… 4-1 (213)

4.1 複数案等の設定に関する事項…………… 4-1 (213)

4.2 計画段階配慮事項の選定…………… 4-5 (217)

4.2.1 計画段階配慮事項の選定…………… 4-5 (217)

4.2.2 選定の理由…………… 4-7 (219)

4.3 調査、予測及び評価手法の選定…………… 4-12 (224)

4.4 調査、予測及び評価の結果…………… 4-14 (226)

4.4.1 水質（水の汚れ）…………… 4-14 (226)

4.4.2 動物、植物及び生態系…………… 4-31 (243)

4.5 総合評価…………… 4-40 (252)

4.6 計画段階環境配慮書についての専門家等からの助言…………… 4-42 (254)

第5章 計画段階環境配慮書に対する主務大臣の意見、関係地方公共団体の長の意見及び

一般の意見の概要並びに事業者の見解…………… 5-1 (255)

5.1 国土交通大臣の意見及び事業者の見解…………… 5-1 (255)

5.2 環境大臣の意見及び事業者の見解…………… 5-3 (257)

5.3 関係地方公共団体の長の意見及び事業者の見解…………… 5-5 (259)

5.3.1 愛知県知事の意見及び事業者の見解…………… 5-5 (259)

5.3.2 碧南市長の意見及び事業者の見解…………… 5-7 (261)

5.4 一般の意見の概要及び事業者の見解…………… 5-8 (262)

第6章 調査、予測及び評価の手法…………… 6-1 (275)

6.1 環境影響評価項目の選定…………… 6-1 (275)

6.2 調査、予測及び評価手法の選定…………… 6-7 (281)

6.3 環境影響評価方法書についての専門家等からの助言…………… 6-43 (317)

第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称：愛知県

代 表 者 の 氏 名：愛知県知事 大村 秀章

主たる事務所の所在地：愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

第2章 対象事業の目的及び内容

2.1 対象事業の目的

2.1.1 対象事業の目的

愛知県内では、これまでに名古屋港南 5 区廃棄物最終処分場（知多市緑浜町）、衣浦ポートアイランド廃棄物最終処分場（碧南市港南町地先）、衣浦港 3 号地廃棄物最終処分場（武豊町字旭地先）及び御船産業廃棄物最終処分場（豊田市御船町）の 4 箇所の公共関与最終処分場が整備されてきたが、名古屋港南 5 区廃棄物最終処分場及び衣浦ポートアイランド廃棄物最終処分場はそれぞれ平成 21 年度、平成 22 年度に埋立てを終了している。現在、供用中の衣浦港 3 号地廃棄物最終処分場及び御船産業廃棄物最終処分場は埋立計画期間の終了年度まで計画的に廃棄物の受入れが出来るよう搬入抑制策を講じている状況であり、残余率（令和 7 年度末時点）はそれぞれ 28%、14%^注と少なくなっている。

民間事業者のみによる最終処分場の確保が極めて困難な状況であり、既設の公共関与の最終処分場の埋立てが終了した場合、県内の廃棄物の最終処分が極めて困難な状況となることから、新たな公共関与の最終処分場の確保が必要である。

また、県内の港湾では、港湾機能の強化や維持のための航路及び泊地浚渫が継続的に求められており、発生する浚渫土砂を安定的に受入れるための処分場の確保が必要である。

以上のことから、本事業は廃棄物の最終処分場及び浚渫土砂の処分場を設けることにより、県域における安定的な廃棄物処理の確保や、県内の港湾における港湾機能の強化や維持を図ることを目的とするものである。

注）供用中の廃棄物最終処分場の残余率は、処分場を運営する公益財団法人のホームページより整理した。

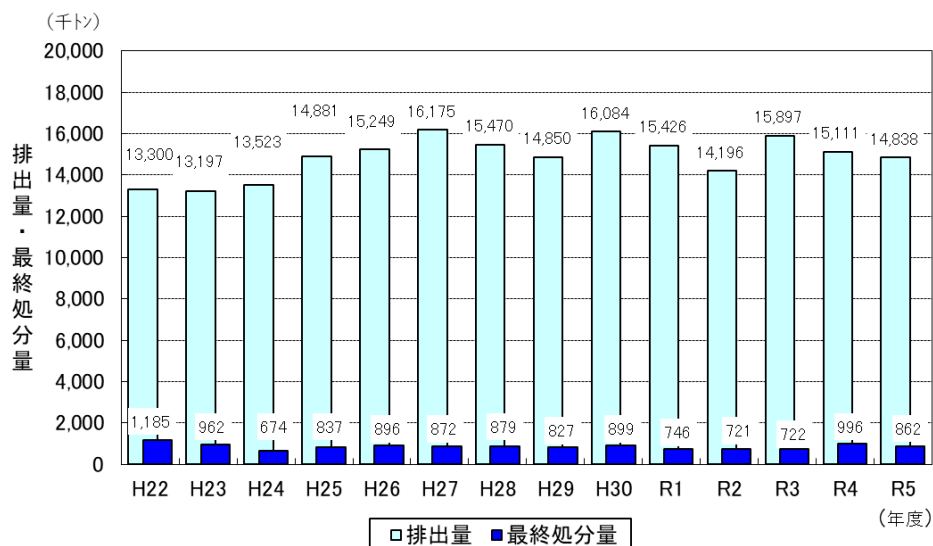
2.1.2 廃棄物最終処分場の背景、経緯及び必要性

(1) 廃棄物の処理状況等

愛知県の産業廃棄物及び一般廃棄物の排出量及び最終処分量は、図 2.1-1 に示すとおりである。

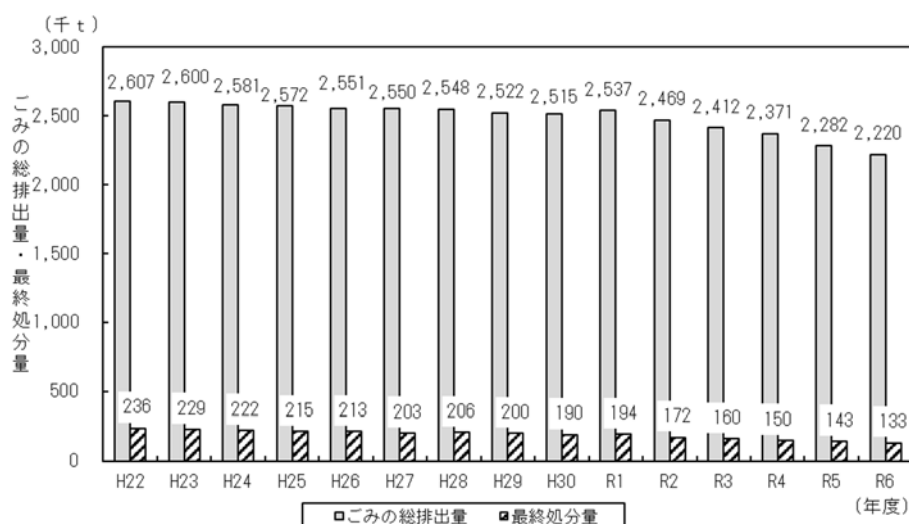
産業廃棄物の排出量^注は横ばい又は漸増傾向にあるが、最終処分量は長期的に見て横ばい傾向にある。また、一般廃棄物の排出量及び最終処分量は、いずれも減少傾向にある。

注) 産業廃棄物の排出量は産業廃棄物の発生量から有償物量を除いたもの。



出典：「2023年度 産業廃棄物処理状況等調査」（愛知県ホームページ）

図 2.1-1 (1) 産業廃棄物の排出量及び最終処分量



出典：「令和6年度の一般廃棄物（ごみ）の減量化状況」（愛知県ホームページ）

図 2.1-1 (2) 一般廃棄物の排出量及び最終処分量

また、衣浦港 3 号地廃棄物最終処分場が開業した平成 22 年度以降の産業廃棄物及び一般廃棄物の最終処分場の設置許可又は設置届出の件数は、表 2.1-1 に示すとおりである。

産業廃棄物最終処分場の設置許可の件数は 2 件、一般廃棄物最終処分場の設置届出の件数は 3 件である。産業廃棄物最終処分場の新規設置 2 件はいずれも自社処分場であり、産業廃棄物処理業者による最終処分場は 10 年間以上設置されていない。

表 2.1-1 廃棄物最終処分場の設置許可及び設置届出の件数

単位：件

区分	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	計
産業廃棄物 最終処分場	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	2
一般廃棄物 最終処分場	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3

出典：愛知県環境局資料を基に作成

(2) 公共関与の最終処分場の状況等

愛知県内の公共関与最終処分場は、表 2.1-2 に示すとおり県内 4 箇所に整備されており、いずれも産業廃棄物に加えて一般廃棄物の受入れも行っている。

名古屋港南 5 区廃棄物最終処分場及び衣浦ポートアイランド廃棄物最終処分場はそれぞれ平成 21 年度、平成 22 年度に埋立てを終了している。

衣浦港 3 号地廃棄物最終処分場及び御船産業廃棄物最終処分場は廃棄物の受入を行っているが、残余率はそれぞれ 28%、14%となっており、両処分場は埋立計画期間の終了年度まで計画的に廃棄物の受入れが出来るように搬入抑制策を講じている。

表 2.1-2 公共関与の最終処分場の状況

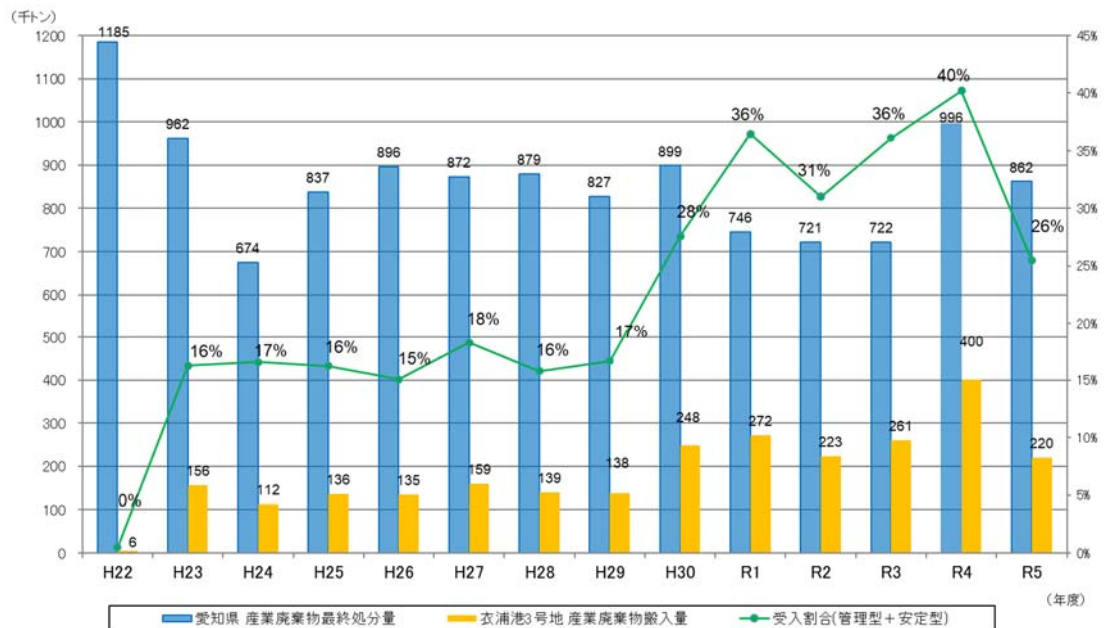
処分場名称		衣浦港 3 号地 廃棄物最終処分場		御船産業廃棄物 最終処分場	衣浦ポートアイランド 廃棄物最終処分場	名古屋港南 5 区 廃棄物最終処分場	
処分場運営者		(公財)愛知臨海 環境整備センター		(公財)豊田加茂 環境整備公社	(一財)衣浦港ポ-トアイランド 環境事業センター	(公財)愛知臨海 環境整備センター	
施設概要	設置場所	武豊町字旭地先		豊田市御船町	碧南市港南町地先	知多市緑浜町	
	面積 容量	安定型 8.4ha 73 万 m³	管理型 34.4ha 423 万 m³	9.5ha 219 万 m³	12.8ha 103 万 m³	56.0ha 491 万 m³	
廃棄物受入計画	受入期間		安定型 H22 年 7 月 ～ R7 年度 (予定)	管理型 H23 年 3 月 ～ R14 年度 (予定)	H4 年 4 月～ R16 年度 (予定)	H11 年 2 月～ H23 年 2 月	H4 年 3 月～ H22 年 3 月
	受入廃棄物		産業廃棄物 一般廃棄物		産業廃棄物 一般廃棄物	産業廃棄物 一般廃棄物	産業廃棄物 一般廃棄物
	受入地域	産業廃棄物	県内全域		豊田市・みよし市等	衣浦港周辺 5 市 4 町	県内全域
		一般廃棄物	県内全域		豊田市・みよし市	衣浦港周辺 10 市 8 町	尾張地域
	残余率・ 残余容量 (令和 7 年度末)		安定型 R8 年 2 月 埋立終了	管理型 28% 118 万 m³	14% 31 万 m³	H23 年 2 月 埋立終了	H22 年 3 月 埋立終了

注1) 公共関与の最終処分場の状況は、処分場を運営する各財団法人のホームページより整理した。

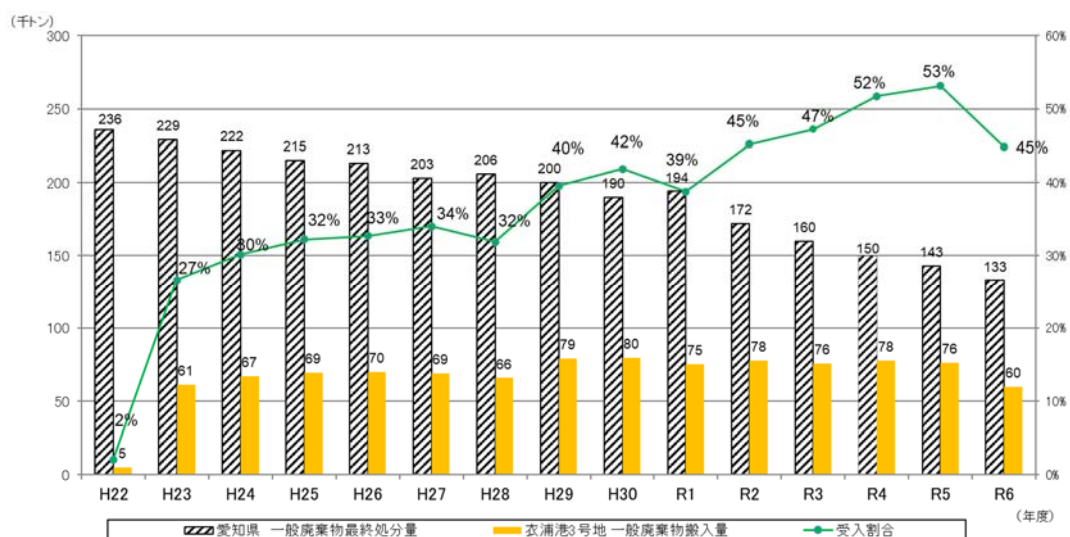
注2) 衣浦港3号地廃棄物最終処分場及び名古屋港南5区廃棄物最終処分場の容量は廃棄物容量を示す。

現在埋立中である公共関与最終処分場のうち、愛知県内全域を対象として廃棄物を受入れている衣浦港 3 号地廃棄物最終処分場の搬入量及び愛知県内の最終処分量に占める当該搬入量の割合の推移は、図 2.1-2 に示すとおりである。

愛知県の産業廃棄物の最終処分量は横ばい傾向、一般廃棄物の最終処分量は減少傾向にあるものの、衣浦港 3 号地廃棄物最終処分場の産業廃棄物及び一般廃棄物の搬入量は増加傾向にあり、愛知県内の最終処分量に占める当該搬入量の割合も、産業廃棄物及び一般廃棄物ともに、増加傾向にある。



出典：「2023年度 産業廃棄物処理状況等調査」（愛知県ホームページ）及び「区画別・品目別・年度別廃棄物等処分量」（（公財）愛知臨海環境整備センターホームページ）を基に作成
図 2.1-2(1) 衣浦港 3 号地廃棄物最終処分場の産業廃棄物搬入量等の推移



出典：「令和6年度の一般廃棄物（ごみ）の減量化状況」（愛知県ホームページ）及び「区画別・品目別・年度別廃棄物等処分量」（（公財）愛知臨海環境整備センターホームページ）を基に作成
図 2.1-2(2) 衣浦港 3 号地廃棄物最終処分場の一般廃棄物搬入量等の推移

(3) 愛知県廃棄物処理計画

愛知県は、令和 4 年 2 月に「愛知県廃棄物処理計画（愛知県食品ロス削減推進計画）（2022 年度～2026 年度）」を策定し、廃棄物の発生抑制及び排出された廃棄物の再使用・再生利用及び熱回収の循環利用並びに適正処理に係る取組を推進している。

また、同計画において、広域的な廃棄物最終処分場に関する課題及び施策として以下が示されている。

【課題】

- ・ 最終処分場については、県民、事業者等の 3R の取組により、一般廃棄物、産業廃棄物ともに最終処分量は減少傾向にあるものの、最終処分量をゼロにすることは困難である。県民の生活や産業活動を支える上で、最終処分場は必要な施設であるが、民間事業者のみによる施設の確保が極めて困難な状況にあることから公共関与による広域的な最終処分場の確保は今後とも大きな課題である。

【施策】

- ・ 産業廃棄物の最終処分場については、愛知県が持続的に発展していくため、安定的に確保する必要があるものの、民間事業者のみによる施設の確保が極めて困難な状況にあることなどを踏まえ、排出事業者処理責任の原則のもと、必要に応じて第三セクター方式により、信頼性の高い広域的な最終処分場の整備に公共関与を行う。
- ・ 深刻な適地の減少を踏まえ、産業廃棄物及び一般廃棄物を併せた広域的な最終処分場の確保に努める。

(4) 公共関与による廃棄物最終処分場の必要性

愛知県内では、これまでに4箇所の公共関与最終処分場が整備されてきたが、2箇所は埋立終了し、現在供用中の衣浦港3号地廃棄物最終処分場及び御船産業廃棄物最終処分場ともに、残余率が少なくなっている。

さらに、国の基本方針^注において「悪質な不法投棄等の不適正処理により産業廃棄物処理に対する地域住民の不信感が増大し、処理施設の設置や運営をめぐる反対もあることから、焼却施設や最終処分場等の処理施設について民間により新たに確保することが極めて困難な状況となっている。」とされており、愛知県内の平成22年度以降の産業廃棄物最終処分場の新規設置は自社処分場の2件のみと、民間事業者による新たな産業廃棄物最終処分場の整備が極めて困難な状況となっていることが想定される。

また、一般廃棄物についても、県内54市町村のうち48市町村が、適地がない等の理由により自区域内のみでは必要な最終処分場が確保できず、衣浦港3号地廃棄物最終処分場に焼却灰等の埋立処分を委託している状況となっている。

このような状況を背景として、既設の公共関与最終処分場が埋立終了した場合には、住民の日常生活や産業活動への深刻な影響が懸念されること等から、愛知県内の市町村や産業界から公共関与による新たな最終処分場の整備を求める要望書が愛知県に提出されており、愛知県の廃棄物処理計画においても、施策として「信頼性の高い広域的な最終処分場の整備に公共関与を行う。」「産業廃棄物及び一般廃棄物を併せた広域的な最終処分場の確保に努める。」としている。

産業廃棄物の最終処分量は横ばい傾向、一般廃棄物の最終処分量は減少傾向にあり、県民、事業者等の3Rの取組が実施されているものの、ゼロにすることは困難であり、既設の公共関与最終処分場の埋立てが終了した場合、県内の廃棄物の最終処分が極めて困難な状況となることから、県域における安定的な廃棄物処理の確保を目的として、新たな公共関与の最終処分場を計画するものである。

注) 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針

2.1.3 浚渫土砂処分場の背景、経緯及び必要性

(1) 県内の港湾における浚渫状況

愛知県には中部圏の経済・物流の要として、名古屋港をはじめとする複数の重要な港湾がある。これらの港湾は地域経済の発展に不可欠なインフラであるが、港湾機能を維持するには、航路及び泊地の水深を確保するための定期的な浚渫作業が必要である。加えて、近年は輸送効率の向上を目的とした船舶の大型化に対応するため、航路及び泊地の増深が求められている。このように、港湾機能の維持・強化のため、今後も継続的に浚渫を行う必要がある。

(2) 衣浦港における浚渫土砂処分場の必要性

県内の重要港湾である衣浦港においても、(1)に示したように、将来にわたって浚渫作業の実施が不可欠である。

衣浦港は、大小さまざまな河川が港内へ流入するという地形的特性から土砂が堆積しやすく、港湾機能を維持するために、毎年約4万 m^3 の維持浚渫を継続的に実施する必要がある。また、輸送効率の向上を目的とした船舶の大型化に対応するための航路及び泊地の増深が求められている。

浚渫に伴い発生する浚渫土砂については、環境への影響に配慮しながら適切に処分を行うことが求められる。現在、浚渫土砂の多くは用地造成のための埋立用材として利用するほか、干潟や浅場の造成など、自然環境の再生や生物多様性の保全にも活用しているが、近年では処分先の確保が年々困難となってきている。

このような状況を踏まえ、衣浦港の機能維持・強化に必要な浚渫作業を安定的かつ継続的に実施し、今後の港湾運営を持続可能なものとするため、新たな浚渫土砂処分場の整備を計画するものである。

2.2 対象事業の内容

2.2.1 対象事業の名称

(仮称) 衣浦ポートアイランド第Ⅱ期整備事業

2.2.2 対象事業の種類

本事業においては、廃棄物最終処分場及び浚渫土砂処分場の整備を行う。

これらの整備は公有水面の埋立てにより行うものであり、その規模は環境影響評価法の対象事業（公有水面の埋立て又は干拓の事業）に該当する。また、本事業で整備する廃棄物最終処分場の規模は、同法の対象事業（廃棄物最終処分場の設置事業）に該当する。

以上を踏まえ、同法に基づく環境影響評価手続を実施する。

- ・ 公有水面の埋立事業
- ・ 廃棄物最終処分場（海面埋立処分場）の設置事業
（「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく一般廃棄物及び産業廃棄物の最終処分場。産業廃棄物の最終処分場の種類は管理型最終処分場。）

2.2.3 対象事業実施区域・埋立区域の位置及び面積

対象事業実施区域^{注1}（対象埋立事業が実施されるべき区域及び対象最終処分場事業が実施されるべき区域）及び対象埋立事業に係る埋立区域の位置は、図 2.2-1 に示すとおりである。対象事業実施区域は、衣浦港外港地区（碧南市港南町地先）の衣浦ポートアイランドの一部及び同区域の南側に位置し、廃棄物最終処分場事業と浚渫土砂処分場の埋立区域及び廃棄物最終処分場の管理施設^{注2}並びにこれらの施工区域とする。

対象事業実施区域の面積は約 148ha、埋立区域の面積は約 65ha である。

注1）対象事業実施区域は、方法書を作成する段階で事業者が想定している事業の実施区域を指す。

注2）管理施設は、廃棄物最終処分場の運営に必要な管理事務所、計量施設、浸出液処理施設、場内道路等の施設を示す。



図 2.2-1(1) 対象事業実施区域及び埋立区域の位置（広域）



図 2.2-1(2) 対象事業実施区域及び埋立区域の位置（詳細）



図 2. 2-1 (3) 対象事業実施区域及び埋立区域の位置 (航空写真)

2.2.4 対象事業の規模

対象事業に係る埋立区域の面積、廃棄物最終処分場及び浚渫土砂処分場の面積並びに各処分場の埋立処分の用に供される場所の面積は、表 2.2-1 及び図 2.2-2 に示すとおりである。

表 2.2-1 廃棄物最終処分場及び浚渫土砂処分場の面積

項目	廃棄物最終処分場	浚渫土砂処分場	合計
埋立区域の面積	約 41ha	約 24ha	約 65ha
処分場の面積	約 46ha ^{注1}	約 24ha	約 70ha
埋立処分の用に供される場所の面積 ^{注2}	約 38ha	約 23ha	約 61ha

注1) 廃棄物最終処分場の埋立区域と管理施設の面積。

注2) 廃棄物最終処分場の埋立区域から護岸を除く面積。

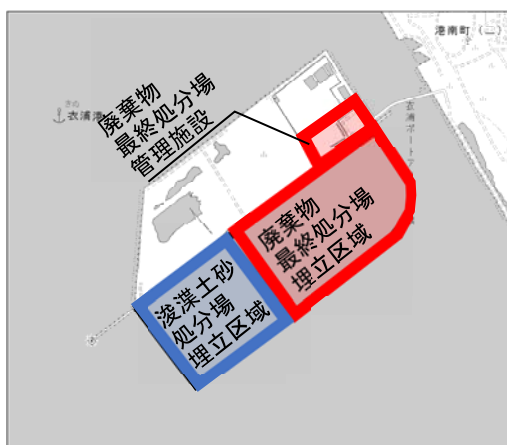


図 2.2-2 廃棄物最終処分場及び浚渫土砂処分場

2.2.5 対象事業に係る処分場の埋立容量

廃棄物最終処分場及び浚渫土砂処分場の埋立容量等は、表 2.2-2 に示すとおりである。

表 2.2-2 廃棄物最終処分場及び浚渫土砂処分場の埋立容量等

項目	廃棄物最終処分場	浚渫土砂処分場	合計
埋立容量 (覆土を含む)	約 440 万 m ³	約 260 万 m ³	約 700 万 m ³
処分する廃棄物・ 浚渫土砂の量	約 380 万 m ³	約 230 万 m ³	約 610 万 m ³

2.2.6 対象事業に係る処分場の廃棄物の種類及び埋立用材

廃棄物最終処分場において処分する廃棄物の種類は、産業廃棄物及び一般廃棄物とする。なお、災害廃棄物については残余容量を踏まえて受入を検討する。

浚渫土砂処分場の埋立用材は、浚渫土砂とする。

2.2.7 対象事業の工事計画の概要

(1) 護岸等の工事計画の概要

1) 護岸等の工事計画

本事業で整備する廃棄物最終処分場及び浚渫土砂処分場は、図 2.2-3 に示すとおり、周辺海域と埋立用地を区分する外周護岸、廃棄物最終処分場の区域と浚渫土砂処分場の区域を区分する内護岸、衣浦ポートアイランド南側の既設護岸により構成する。

護岸の構造は、一般的に直立堤、傾斜堤及びこれらを組み合わせた混成堤が採用されるが、今後、詳細な地質調査、設計等を行い、護岸構造を検討する。

また、廃棄物最終処分場は護岸工事と合わせて、保有水等^注の流出を防止する遮水工事を行うほか、管理施設の工事として、造成工事、各施設（管理事務所、計量施設、浸出液処理施設、場内道路）の建設工事及び既設の衣浦ポートアイランド廃棄物最終処分場の各施設の解体工事を行う。

なお、想定する工事期間は、表 2.2-3 に示すとおりである。

注) 保有水等は、廃棄物最終処分場において埋立処分された廃棄物等の内部に保有されている水並びに雨水、海水等の海面処分場内に存在する水を示す。

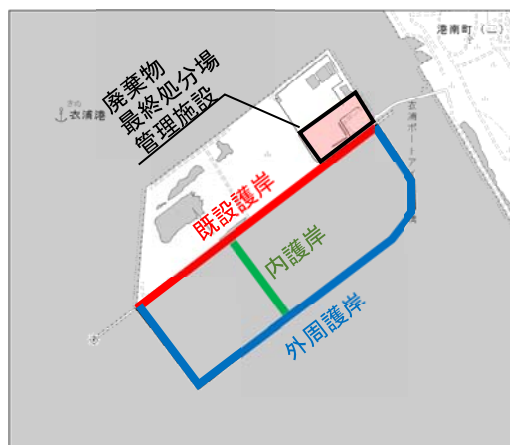


図 2.2-3 護岸構造の概略の区分等

表 2.2-3 工事期間

項目	1～7年目	8～27年目
護岸工事・管理施設の工事		
埋立の工事（廃棄物・浚渫土砂）		

注) 対象事業実施区域周辺には海苔の養殖場が存在することから、養殖時期に配慮した工事計画を検討する。

2) 資材等の運搬方法

工事に用いる資材は主に船舶を用いて搬入するが、陸域から資材を搬入する場合には資材等運搬車両を用いる計画である。

資材等運搬車両の主要な走行ルートは図 2.2-4 に示すとおりであり、碧南市の市道港南 1 号線（産業道路）を経由する計画である。

1) 廃棄物最終処分場

廃棄物の埋立期間は概ね 20 年程度を予定している。

浸出液処理水の放流位置は、図 2.2-5 に示すとおり、既設の衣浦ポートアイランド廃棄物最終処分場の区域の東側とする。なお、計画段階環境配慮書で示した廃棄物最終処分場の浸出液処理水の排水位置の複数案の絞り込みの経緯は、後述の「2.2.9 環境の保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容」に示すとおりである。

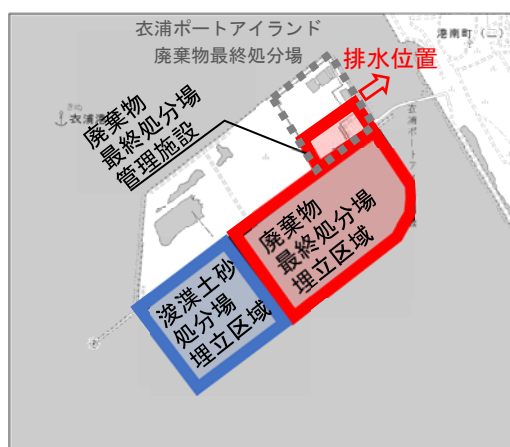


図 2.2-5 浸出液処理水の排水位置

埋立処分を行う廃棄物の搬入は、運搬車両を用いて行う。廃棄物の運搬車両の主要な走行ルートは前述の図 2.2-4 に示すとおりであり、碧南市の市道港南 1 号線（産業道路）を経由する計画である。

① 埋立処分の概要

浚渫土砂の埋立期間は概ね 20 年程度を予定している。

本事業で整備する浚渫土砂処分場は、衣浦港の航路及び泊地の浚渫により発生する浚渫土砂を公有水面に埋立てるものである。

埋立処分を行う浚渫土砂の搬入は、主に土運船及び揚土船を用いて行う。

2.2.8 その他対象事業に関する事項

(1) 位置の選定経緯

廃棄物最終処分場の位置については、環境保全及び安全性等に万全を期す観点から、県域における土地利用に関する法令規制・生活環境・自然環境・災害防止等に関する文献情報等を整理し、その候補地について総合的に分析・評価を行い、県内の陸域及び海域のうち最も妥当性を有する用地の抽出（適地調査）を行った上で衣浦港外港地区を選定した。適地調査の手法は図 2.2-6 に示すとおりである。

また、浚渫土砂処分場の位置については、港湾内の航路及び泊地の浚渫により発生した浚渫土砂を同港内で用地造成などに有効活用することが衣浦港港湾計画の基本方針となっていることや、同港湾計画における廃棄物処理計画を踏まえ、隣接する第Ⅰ期側に新たな岸壁整備が計画されており港湾活動での土地利用を想定し、衣浦港外港地区において廃棄物最終処分場と一体的に整備することとした。

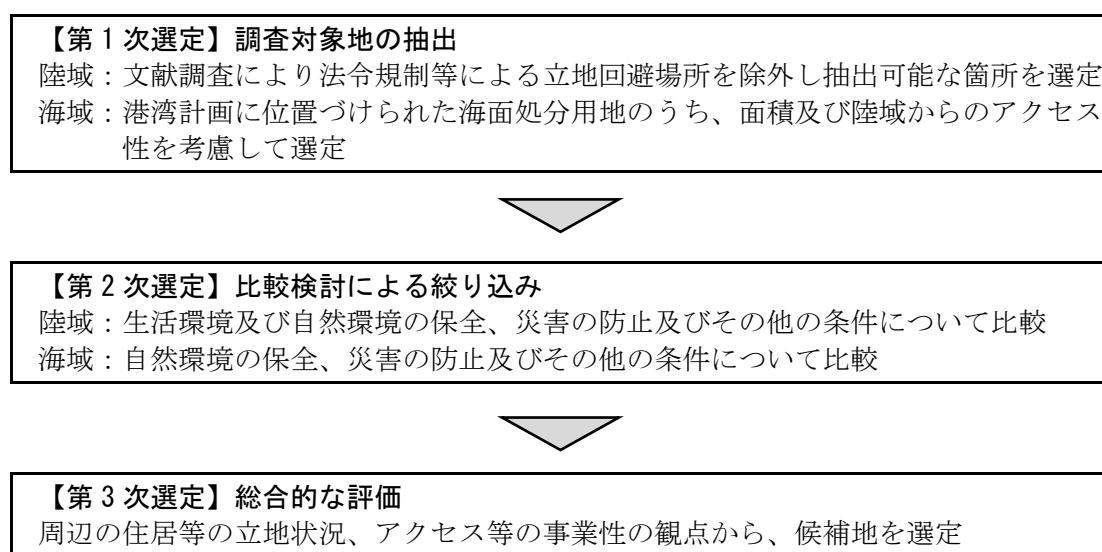


図 2.2-6 廃棄物最終処分場の適地調査の手法

(2) 処分場において処分する廃棄物及び浚渫土砂の量の考え方

1) 廃棄物最終処分場の規模

廃棄物最終処分場の容量は、概ね 20 年間の安定的な受入を想定し、愛知県内の廃棄物最終処分量の将来推計、既設の公共関与最終処分場の受入割合（愛知県内の廃棄物最終処分量に占める公共関与最終処分場の処分量）を踏まえ、約 380 万 m^3 を設定した。

2) 浚渫土砂処分場の規模

浚渫土砂処分場の容量は、衣浦港での整備に伴う航路及び泊地の浚渫（約 150 万 m^3 ）並びに毎年実施する維持浚渫により発生する土量（約 4 万 m^3 /年）等を考慮して、概ね 20 年間の受入が可能となる、約 230 万 m^3 を設定した。

(3) 環境配慮事項

本事業における環境配慮事項を、以下に示す。

なお、今後の事業計画の深度化や、環境影響評価の結果に基づき、具体的な環境保全措置の検討を行っていく。

1) 工事の実施時

- ・搬入資材の大部分を占める護岸工事に係る資材は、海上輸送を基本とし、陸域における道路沿道への影響を低減する。
- ・陸域を資材等運搬車両が走行する場合の走行経路は、原則として市道港南 1 号線等の幹線道路とし、工事区域からの退出時のタイヤ洗浄の実施や資材等の効率的な搬出入による資材等運搬車両台数の平準化等、道路沿道の生活環境に配慮した資材等運搬計画を立案する。
- ・海域の工事にあたっては、濁水が周辺に拡散しないよう、汚濁防止膜を展張する。
- ・工事に伴う陸域の改変区域を極力抑制するとともに、工事排水に伴う水質に係る影響の低減に努め、動物・植物及び生態系への影響を低減する。
- ・建設工事により生じる廃棄物の発生を抑制するとともに、発生した廃棄物の再使用、再利用に努め、これらが困難な場合には、関係法令に基づき廃棄物を適正処理する。

2) 施設の使用及び供用時

- ・廃棄物及び浚渫土砂の埋立てにおいては、排出ガス対策型や低騒音型の建設機械を採用するほか、省エネルギー型建設機械を導入する等の対策を図ることにより、環境負荷の低減を図る。
- ・廃棄物等の運搬や埋立てに当たっては、飛散防止等の対策を図る。
- ・廃棄物運搬車両等の運行経路は、原則として市道港南 1 号線等の幹線道路とし、道路沿道の生活環境に配慮した廃棄物運搬計画を立案する。
- ・廃棄物最終処分場の保有水等は、自主管理基準値を定めて排水処理を行い、排出口から海域に放流する。
- ・適切な排水処理を通じて水質に係る影響の低減に努め、動物・植物及び生態系への影響を低減する。
- ・可燃性の廃棄物は焼却したものを受入れ、腐敗性廃棄物は受入れないこととする。

2.2.9 環境の保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容

(1) 計画段階環境配慮書の概要

令和7年12月に公表した計画段階環境配慮書において、計画段階における環境の保全のために配慮すべき事項（計画段階配慮事項）として、以下を選定した。また、複数案として、「廃棄物最終処分場の設置事業」のうち「建造物等の構造もしくは配置に係る検討」として、廃棄物最終処分場の浸出液処理水の排水位置（表2.2-4に示すA案～C案）を設定し、調査、予測及び評価を行った。

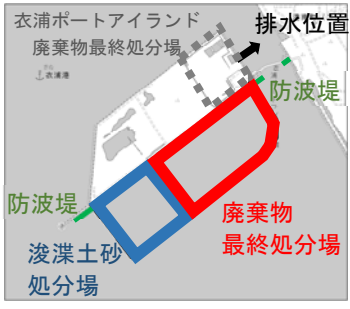
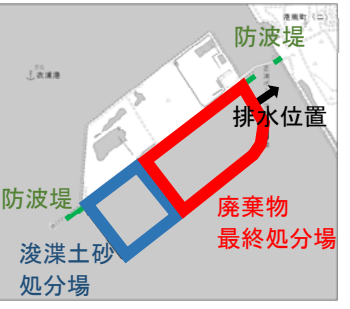
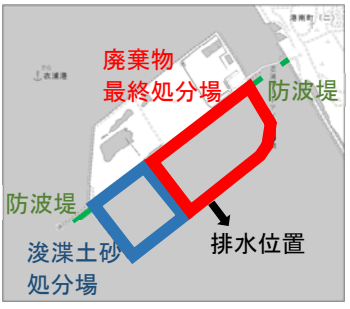
【公有水面埋立事業に係る計画段階配慮事項】

- ・「埋立地又は干拓地の存在」に伴う「水質（水の汚れ）」、「動物」、「植物」、「生態系」

【廃棄物最終処分場の設置事業に係る計画段階配慮事項】

- ・「最終処分場の存在」及び「浸出液処理水の排出」に伴う「水質（水の汚れ）」、「動物」、「植物」、「生態系」

表 2.2-4 廃棄物最終処分場の建造物等の構造もしくは配置に係る検討

No.	A 案	B 案	C 案
複数案の概要	 衣浦ポートアイランド 廃棄物最終処分場 排水位置 防波堤 浚渫土砂処分場 廃棄物最終処分場	 防波堤 排水位置 浚渫土砂処分場 廃棄物最終処分場	 防波堤 排水位置 浚渫土砂処分場 廃棄物最終処分場
	・排水位置を、衣浦ポートアイランド廃棄物最終処分場の東側に設ける。	・排水位置を、事業実施想定区域の東側に設ける。	・排水位置を、事業実施想定区域の南側に設ける。

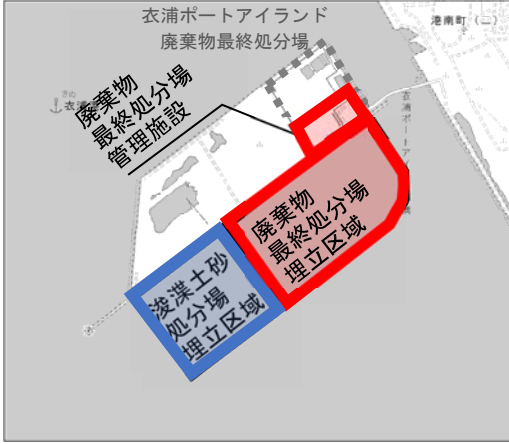
これらの結果の詳細は、「第4章 計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果」に示すとおりであり、排水位置に係る複数案間で「水質（水の汚れ）」、「動物」、「植物」及び「生態系」の影響の程度に大きな差はなく、いずれの案も重大な影響の回避又は低減が図られると評価した。

(2) 廃棄物最終処分場の管理施設の位置の検討の結果

廃棄物最終処分場の管理施設（管理事務所、浸出液処理施設等）の位置として、表2.2-5に示す「①衣浦ポートアイランド廃棄物最終処分場の区域」と、「②海域の廃棄物最終処分場の埋立区域」について比較検討し、以下の理由により、①案に管理施設を設置する計画が優位であると判断し、①案を採用することとした。

- ・既設の衣浦ポートアイランド廃棄物最終処分場を活用した管理施設用地の造成工事の方が、新たに管理施設用地を埋め立てて造成する必要がないため、環境負荷及び周辺環境に与える影響を低減できる。
- ・既設の衣浦ポートアイランド廃棄物最終処分場の安定的かつ効率的な排水処理に資する取り組みを検討し、実施する可能性がある。

表 2.2-5 廃棄物最終処分場の管理施設の位置に係る検討

No.	①案	②案
複数案の概要	 衣浦ポートアイランド 廃棄物最終処分場 港南町 (二) 衣浦港 衣浦ポートアイランド 廃棄物最終処分場管理施設 浚渫土砂処分場埋立区域 廃棄物最終処分場埋立区域	 衣浦ポートアイランド 廃棄物最終処分場 港南町 (二) 衣浦港 衣浦ポートアイランド 浚渫土砂処分場埋立区域 廃棄物最終処分場埋立区域 管理施設を区域内に設置
	管理施設を、衣浦ポートアイランド廃棄物最終処分場の区域に設ける。	管理施設を、海域の廃棄物最終処分場の埋立区域に設ける。

(3) 複数案を単一案に絞り込む検討の結果

廃棄物最終処分場の浸出液処理水の排水位置として、計画段階環境配慮書で示した表 2.2-4 に示した A 案～C 案を比較検討し、以下の理由により、図 2.2-7 に示す A 案（衣浦ポートアイランド廃棄物最終処分場の東側）を採用する計画とした。

- 計画段階環境配慮書における排水位置の比較の結果、複数案間で環境影響の程度に大きな差はなく、同等の評価である。
- 管理施設から排水位置までの距離が短くなることにより、事故等による漏洩リスクやエネルギー消費量を小さくすることができる。

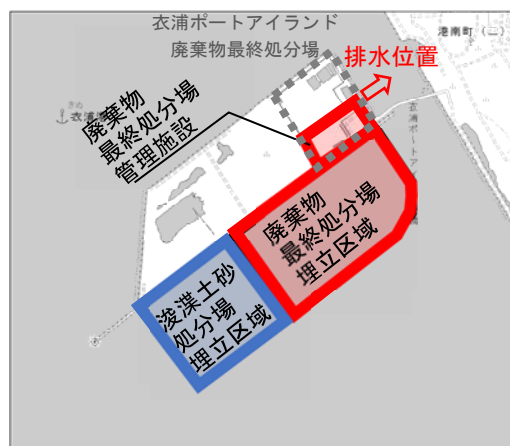


図 2.2-7 浸出液処理水の排水位置（A 案）

なお、今後の事業計画の具体化に当たっては、周辺の環境保全に十分留意し、環境負荷の低減に努めるとともに、地域住民及び関係者に十分な理解を得るように努めていく。

